

## コーポレート・ガバナンス

### 1. 基本方針

フューチャーグループは、サイエンスとテクノロジーを通じて産業の革新と社会の価値創造に貢献する企業グループであり続けることを目指しています。そのために、高度なコーポレート・ガバナンスの確立及び維持をきわめて重視し、これに取り組んでいます。

フューチャーグループは、法令を遵守し、株主・従業員・お客様・取引先・社会など広範なステークホルダーへの説明責任を果たし、人権と多様性を尊重し、自由闊達な議論や提案が行われるとともに健全な相互牽制が機能するガバナンス体制を維持していきます。このような高度なコーポレート・ガバナンスの確立及び確保は、企業価値を継続的に向上させ、持続的に社会への貢献を果たしていく上で必要不可欠と考えています。

### 2. ガバナンス強化の方針

#### (1) 強化の方針

フューチャーグループは、広範なステークホルダーの期待に応え、継続的な価値創造と企業価値の向上を実現していくため、「コーポレート・ガバナンス・コード」の各原則を踏まえつつ、とりわけ以下の点を重視して取り組んでいます。

- ・経営における透明性を確保し、ステークホルダーへの責任を果たす
- ・活発な議論に基づく迅速な意思決定及び執行と、相互牽制機能とを両立させる
- ・法令順守、企業倫理の貫徹、人権の尊重などコンプライアンスを徹底させる

#### (2) コーポレート・ガバナンス・コードの一部を実施しない理由とその代替策

フューチャー株式会社は、下記項目を除き、2021年6月改訂後のコーポレート・ガバナンス・コードに準拠した開示を行っております。

#### 【補充原則4-1② 中期経営計画書】

IT業界では技術革新のスピードがきわめて速く、また、グローバルレベルでの競争のもとで経営環境は目まぐるしく変化します。この中で、数年単位で策定された経営計画がむしろ短期間のうちに陳腐化し、機動的な経営を制約するリスクがあることを踏まえ、当社では「中期経営計画」を策定する代わりに、経営戦略をその時々の環境に対応してアップデートし、機動的・弾力的な経営を進めております。このような戦略や方針は、四半期ごとの「決算説明会」や「Future Report」の刊行により、ステークホルダーの方々に丁寧に説明するよう努めしております。これらの資料につきましては、当社ホームページに掲載しております。

### 3. グループガバナンスの確保

フューチャーグループは、各グループ会社による主体的な判断と執行を尊重しつつ、各グループ会社の経

営上の重要事項やリスクに関する情報は機動的かつ速やかにフューチャー株式会社取締役会に共有される体制を確保しています。また、グループ全体に関わる基本方針に関しては、フューチャー株式会社取締役会で十全な議論の上決定されています。

## 4. ガバナンスの体制

### (1) 監査等委員会

フューチャーグループの持株会社であるフューチャー株式会社は、「監査等委員会設置会社」の形態を採っています。これは、全員が社外取締役である監査等委員が取締役会における議決権を保有する形態を採ることで、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るという考え方によるものです。このもとで、フューチャー株式会社は機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

### (2) 取締役会の構成と運営

フューチャー株式会社の最高執行機関である取締役会は現在、11名の取締役によって構成されております。取締役会の実効性を確保し企業価値の持続的向上を図る上では、取締役会の十分な独立性と多様性を確保することがきわめて重要と考えています。この考え方のもと、取締役の3分の1以上を独立社外取締役で構成する方針です。現在の取締役のうち社外取締役は4割強の5名となっており、その全員が監査等委員です。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項について審議・決定するほか、取締役の職務執行を監督しております。同様に、フューチャーグループの各子会社につきましても、定例取締役会を毎月開催し、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会の審議及び決定においては、ガバナンスの形骸化や極端な短期的利益の追求が起こらないよう、健全なガバナンスの確保及び安定的かつ持続的な企業価値の向上を重視した経営判断を行っております。その前提として、取締役会が多様な専門性やスキルを備えることが重要と考えており、社外取締役も含め、多様性、専門性、これらに基づく全体としてのスキルバランスを備えた取締役陣により取締役会を構成し、ここで活発な議論を行うことを通じて企業価値の向上を追求しています。

具体的には、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則4-11①（取締役会全体に関する考え方））も踏まえ、当社の取締役会は、多様な専門知識や経験を備えた取締役で構成されています。

すなわち、当社は、コーポレート・ガバナンス・コード（原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質）も踏まえ、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、経営陣としての経験・見識や財務・会計・コンプライアンス・法律等の専門的な知見を有することで、当社の意思決定に関する助言や経営の監督における貢献を期待できる者を、独立社外取締役として選定しております。

現在の社外取締役は、グローバル企業におけるマネジメント経験者、経済政策の経験者、弁護士、公認会計士から構成されており、独立性、多様性、専門性を備えております。また、現在の取締役11名中4名が女性であり、この点での多様性にも配慮されています。さらに株主総会招集通知では、各取締役の持つ専門性やスキル及び期待される役割に関し、スキルマトリックスによる開示を行っております。

また、取締役会での活発な議論を確保する観点から、取締役の出席確保を重視した運営に努めており、2024年度における各取締役の取締役会への出席率は100%となっております。取締役会においては十分な議論の時間が確保されるとともに、各取締役が十分な意見表明ができるような環境整備に努めております。取締役会の議論においては、リスクファクターを明確にし、これを意思決定のプロセスに反映させること及び

多様な意見の交換が自由闊達に行われることを重視した運営を行っています。社外取締役に対しては、フューチャー株式会社内の内部監査室及びファイナンシャル＆アカウンティンググループ(経理部門)が窓口となり、情報の提供など必要なサポートを行っています。

なお、当社では、コーポレート・ガバナンス・コード（原則 1-7 関連当事者間の取引）も踏まえ、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との取引については、該当する取締役を利害関係人として除外した上で、取締役会において審議・決議をすることとしています。また、取締役に対して決算期ごとに関連当事者取引に関する調査を実施するなどの管理体制を整えています。

### (3) 役員の指名および報酬

フューチャー株式会社は、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 4-10① 取締役の指名・報酬等に係る独立社外取締役の権限、役割等）も踏まえ、取締役会の諮問機関として、代表取締役 1 名、及び監査等委員である社外取締役 2 名以上 5 名以下を構成員とする任意の「指名報酬委員会」を設置しています。これは、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保し、かつ社外の意見を反映することにより、コーポレート・ガバナンスの向上を図ることを目的とするものです。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、代表取締役および取締役（監査等委員を含む）の選任・解任および個人別の報酬額について審議し、その結果を取締役会に答申します。この過程で指名報酬委員会は、各取締役の業務執行の状況と業績貢献度、毎年実施される全社公開の個人プレゼンテーションの内容などを評価の上、審議し、報酬額に関する取締役会への答申を行います。これを受け取締役会は、株主総会決議による金額の範囲内で各取締役の報酬額を決定します。

監査等委員を除く取締役（社内取締役）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、譲渡制限付株式報酬で構成されています。すなわち、企業価値向上へのインセンティブを高める観点から、2019 年 3 月 26 日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬について承認を得ています。このようなストックオプションによる報酬等の額の定めに基づき、対象となる取締役に対し、譲渡制限付株式の割当を行っております。また、再任された取締役については、前事業年度の業務執行の状況や業績等について、企業内において全役員・従業員に公開されるプレゼンテーションを行った上、指名報酬委員会の答申を経て、株主総会決議による金額の範囲内で取締役会が各取締役の報酬額を決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみであり、株主総会決議による金額の範囲内で、監査等委員である取締役の合議により決定します。

取締役への報酬額の開示につきましては、報酬額が 1 億円以上である取締役が存在しないため、個別の取締役にかかる報酬額の開示は行っておりません。なお、事業報告及び有価証券報告書において、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役それぞれについて、報酬の総額を開示しています。

フューチャー株式会社取締役会は、気候変動対応、人権の尊重、従業員の労働環境への配慮などサステナビリティを巡る課題への対応は、企業の社会的責任及び地球環境の持続可能性の確保といった観点から、重要な経営課題と認識しています。こうした認識のもと、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 2-3 ① ステークホルダーとの協働）も踏まえ、取締役会では、コンピュータリソースの有効活用によるエネルギー消費を軽減するシステム・業務デザインの提供など、当社の立場からこれらの課題に積極的・能動的に取り組み、顧客や社会への貢献と自社の企業価値の向上を果たせるよう、不断の取組みを行っています。

当社は、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 4-11② 役員の他の上場会社の役員兼任状況）を踏まえ、株主総会招集通知及び有価証券報告書において、取締役の主な兼任状況を毎年開示しています。また新たに兼任が発生する場合は、取締役会においてその兼任が合理的な範囲であるかを確認しています。

なお、取締役が任期途中であっても、取締役の職務遂行に重大な懸念を生じさせる事態が起こった場合には、コンプライアンス体制の維持管理を図るためのコンプライアンス委員会が取締役会に対し、直ちに必要な措置を行うことを提案できます。

#### (4) 取締役会の実効性評価

当社は、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示）を踏まえ、取締役会の機能を向上させ、企業価値の向上に繋げていくことを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しています。具体的には、2025 年 1 月に外部機関の助言を得ながら、全取締役を対象にアンケートを実施しました。その際、各取締役が外部機関に直接回答することで匿名性を確保し、外部機関からの集計結果の報告を踏まえた上で、2025 年 3 月の取締役会において評価結果の報告を行いました。

この結果、多様な知識・経験・能力を有する取締役で構成され、活発な議論を通じて、意思決定及び監督の両機能を十分に発揮しており、実効性が確保されているとの評価が得られました。一方で、執行側から提供する情報の内容や提供時期・方法及び投資家との対話の状況に関するフィードバックの方法の改善、事業収益性の評価や戦略に関する議論へのより多くの時間の配分、役員に求められるトレーニングの機会のより一層の充実などが課題として抽出されました。このような実効性評価の結果を踏まえ、今後、取締役会では、これらの課題について十分な検討を行った上で迅速に対応・改善の取り組みを進め、取締役会の機能をさらに高めてまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 4-14② 取締役等のトレーニングの方針）を踏まえ、外部講師を招くなどして取締役を含む経営幹部を対象とした社内勉強会を実施し、会社法、金融商品取引法をはじめとする各種のトレーニングを実施しております。さらに、取締役が外部団体等に参加することにより、必要な知識の習得や更新等を行うことを推奨しております。

#### (5) 株主と株主総会

フューチャー株式会社は、株主総会において活発な議論のもと、株主の方々が円滑に議決権行使できることが、健全なガバナンスにとってきわめて重要と認識しております。このような認識のもと、多くの株主が株主総会に出席いただけるような株主総会日の設定に努めております。2025 年は 3 月 25 日に株主総会を開催いたしました。また、株主の皆様の総会出席にかかる利便性の向上及び議決権行使の円滑化を図る観点から、会場に来場いただく方法に加え、インターネット等の手段を用いてバーチャル出席することによって議決権の行使等が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催しております。また、株主の方々が電磁的な方法での議決権行使もできるよう、議決権電子行使プラットフォームを利用することも可能としており、株主の方々が利便性の高い形で議決権行使することができる体制を整えています。

株主総会の開催に当たっては、コーポレート・ガバナンス・コード（補充原則 1-2④ 株主総会招集通知の英訳）を踏まえ、外国人株主の利便性に配慮する観点から、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにて、和文に加え、英訳した株主総会招集通知の提供も行っております。

フューチャー株式会社は、企業価値の持続的な向上に努めるとともに、株主に対しては、業績に応じた適正な配当性向（目安としては連結配当性向 35%以上）による配当を実施し、当社株式から得られるリターン（キャピタルゲイン及びインカムゲイン）及び株主利益の中長期的最大化を目指しております。

### 3) 政策保有株に関する方針

フューチャー株式会社は、コーポレート・ガバナンス・コード（原則 1-4 政策保有株式）も踏まえ、株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式にかかる議決権行使基準について、以下の通り定めています。

#### 【株式の政策保有に関する方針】

- ①取得に当たっては、中長期的な観点から、当社の経営における取引関係の維持やシナジー効果の創出の見込み等の必要性を検討した上で、保有の合理性を総合的に判断するものとし、単なる安定株主としての取得は行わない。
- ②保有に当たっては、適宜、当該会社の情報を入手するとともに、リターンとリスクの評価、時価の経済的合理性の検討を行い、保有目的に合致しないと認められこととなった場合には処分を検討する。

#### 【政策保有株式に係る議決権行使基準】

- ①株主としての権利行使の観点から、原則としてすべての議案に関して議決権行使する。
- ②提示された議案については、当社の保有目的に合致するか否か、当社の経営に及ぼす影響等を総合的に勘案して賛否を判断する。
- ③議決権の行使に当たり、利益相反の恐れがある場合は、第三者に助言を求め、適切に対処する。

## 6. 買収防衛策

フューチャー株式会社は、買収防衛策の導入はしておりません。

## 7. 監査体制と監査の実効性確保

### (1) 監査等委員会

フューチャー株式会社では、監査等委員である取締役の業務執行に対する監査機能の発揮を、ガバナンス上きわめて重視しております。この考え方のもと、当社の監査等委員会は 5 名（いずれも社外取締役）で構成され、内部監査部門や会計監査人と相互に情報や意見の交換を行うなど連携を図りながら、独立的・客観的立場から業務執行の監査を行っています。また、監査等委員会は必要に応じて当社及びフューチャーグループ各社の取締役及び業務執行部門から報告を受けています。

監査等委員会の実効性のある内部統制を担保する観点から、フューチャー株式会社の内部監査室およびファイナンシャル＆アカウンティンググループは必要に応じて監査等委員の監査を補助する旨、業務分掌規程で明確化しております。また、これらの部署の独立性を確保するために、これらの部署に属する従業員の人事異動や懲戒処分等については監査等委員の同意を必要とするほか、人事評価については事前に監査等委員の意見を聴取することとしております。監査等委員から監査等委員会監査を補助することの要請を受けた内部監査室及びファイナンシャル＆アカウンティンググループの従業員は、その要請に関する業務については、監査等委員を除く取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

フューチャー株式会社の内部監査室は、内部監査計画策定の段階で監査等委員と打ち合わせを行い、内部監査の結果については監査等委員会で報告を行っているほか、監査の途中段階において適宜意見交換を行つ

ています。また、会計監査人から監査等委員会に対して、四半期毎に会計監査の結果報告並びにそれに対する質疑応答及び意見交換を行う等により、相互連携を図っております。

#### (2) 内部監査

フューチャー株式会社における内部監査は、独立した組織である内部監査室に所属する担当者が監査計画を立案し、必要に応じて社外専門家とともに、当社及び子会社の組織機能及び業務の適法性、妥当性及びコンプライアンスについて定期的及び臨時に内部監査を実施しています。内部監査の結果は、代表取締役及び取締役会に報告されています。監査の過程で課題が検出された場合には、改善提案及び助言を行い、被監査部門における改善措置の進捗状況及び改善措置の有効性をモニタリングしております。

#### (3) 会計監査人

フューチャー株式会社の会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、会計監査及び四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### (4) コンプライアンス確保・内部統制・不正防止の体制

フューチャーグループでは、フューチャーグループの取締役及び従業員による職務の執行が法令を遵守するものとなることを確保するため、経営理念及び「プロフェッショナル行動指針」を策定しています。また、株主・従業員・顧客お客様・取引先・社会などさまざまなステークホルダーの立場を尊重することについて、創業から今日までの遺伝子・思考形態・行動様式・知恵の総称である「Future Way」と題する行動指針、「コンプライアンス規程」「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、明確にしております。

この中で、フューチャー株式会社はフューチャーグループの持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用、グループ全体の経営戦略の策定、グループの内部監査の実行、各子会社の業績その他の経営状況のモニタリングを通してグループ経営を推進しています。

また、フューチャー株式会社は、担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持管理、問題点の把握と解決及び研修等を行っています。フューチャー株式会社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに違反する行為についての通報や相談に応じるため社内及び外部に相談窓口を設置し、問題の早期発見と是正を図っています。

さらに、フューチャー株式会社はリスクを適切に認識し、損失の発生を未然に防止するため「リスク管理規程」を制定しています。リスクマネジメントの専門組織としてリスク管理室を置き、当社及び子会社におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、グループ全体的な視点から横断的なリスクマネジメント体制の整備を促進しています。

また、システム開発案件などプロジェクトの形態をとって実施運営される業務の遂行に当たっては、そのプロジェクトを統括する事業部門が内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施します。さらに、プロジェクトの見積精度や成果物の品質の検証、遂行のための人員体制確保などについて、当該事業部門の他にプロジェクトとは独立した品質管理部門が提案時及びプロジェクトの進行過程においてリスクを把握、分析、評価し適切な対策を迅速に実施します。

加えて、情報セキュリティについてはチーフ・インフォメーション・セキュリティー・オフィサー(CISO)を任命し、その下で情報セキュリティ部門がセキュリティの強化活動を行っています。

さらに大規模災害、システム障害等業務遂行に大きな影響を与えるリスクに対しては、事業継続計画(BCP)を作成し、リスクの発生を最小限にとどめる体制を採っています。

## (5) 説明責任と情報開示

フューチャーグループは、経営の透明性を確保し、ステークホルダーへの責任を果たす観点から、経営成績及び事業活動等の会社情報を株主・投資家の皆様に正確、公平かつ適時適切に開示を行っていくことが、上場会社の重要な社会的責任のひとつであると認識しております。この考えのもと、フューチャーグループでは、前述の「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」において、法令及び社内ルールに則り適時適切な情報開示を行うことを定めております。

フューチャー株式会社は、東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、適切なタイミングで正確な情報開示に努めるとともに、適時開示規則では必ずしも開示を求められていない会社情報やPR情報等についても、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと判断したものにつきましては、積極的に開示を行うこととしております。

フューチャー株式会社は、適時開示を担うファイナンシャル＆アカウンティンググループのグループ長を情報取扱責任者に任命し、的確な情報の把握及び厳正な情報管理に努めております。フューチャー株式会社及びフューチャーグループの開示すべき情報は、情報取扱責任者に逐次報告され、遅滞なく適時開示する体制を整備、運用しております。

フューチャーグループ内の各部門等において開示が必要な事項または必要となる可能性がある事項が起った場合、決定事実及び決算情報につきましては各部門責任者・関係会社社長からファイナンシャル＆アカウンティンググループ、情報取扱責任者に伝達され、関連法令及び適時開示規則等に基づき開示義務の要否を速やかに確認し、代表取締役に報告されております。代表取締役は、開示義務がない場合においては開示を実施するか否かを判断し、開示義務がある情報及び開示すべきと判断した情報については取締役会にて開示資料を審議し、これが承認された後速やかに開示を行っております。また、発生事実につきましては、決定事実及び決算情報と同様のプロセスにより、ファイナンシャル＆アカウンティンググループ、情報取扱責任者を経由して代表取締役に報告される体制になっておりますが、速やかかつ適切な開示を行うべく、代表取締役の判断により、取締役会を経ずに開示を行うこともあります。

上記のプロセスを経た後、必要に応じて東京証券取引所に内容を説明するとともに、適時開示情報伝達システム（TDnet）により公表を行っております。併せて、当社ホームページへの開示資料の掲載等により、会社情報が広く速やかに伝達されるように努めております。

(2025年12月更新)